

## 豊田市一般廃棄物処理手数料の減免に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊田市一般廃棄物の減量及び適正処理に関する条例（平成5年条例第3号。）第27条第3項及び豊田市一般廃棄物の減量及び適正処理に関する規則（昭和60年規則第22号。以下「規則」という。）第12条に定めるもののほか、一般廃棄物処理手数料（し尿を除く。以下同じ。）の減免に関し、必要な事項を定めるものとする。

(減免の対象及び減免率)

第2条 規則第12条第1項第3号及び規則別表第2第4号で定める特別な理由及び減免率を別表第1のとおりとする。

2 規則第12条第1項第2号における減免の対象者等については別表第2のとおりとする。

(減免の申請手続)

第3条 規則第12条第1項第1号による減免申請においては、豊田市社会福祉事務所長が発行する生活保護受給証明書等を添付するものとする。

2 規則第12条第1項第2号による減免申請において、火災による場合は消防署長が発行するり災証明書を、災害による場合は市長が発行するり災証明書を添付するものとする。

3 規則第12条第1項第3号にかかる減免申請において、手数料を徴収する算定根拠となる計量が、施設側の要因により不能となった場合は減免申請を不要とする。

(減免適用の事務の取扱い)

第4条 一般廃棄物処理手数料の減免事務の取扱いは、別に定める。

(減免の取消し)

第5条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、直ちに減免を取り消すことができる。

(1) 規則第12条第1項に該当しなくなったとき。

(2) 第2条に該当しなくなったとき。

(3) 申請及び施行に不正な行為があったとき。

(4) 減免をする施設側の要因がなくなったとき。

(5) その他市長が減免を不相当と認めたとき。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年8月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年1月6日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年12月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

対象者名	用件及び内容	減免率%
1 個人（豊田市民）	① 高齢者又は障がい者で、著しく一般廃棄物の排出が困難な状況で、自治区長又は地区民生委員から申出がある場合	100
	② 一般廃棄物の排出者が所在不明又は死亡等で、一般廃棄物により生活環境の保全上支障が生じ、自治区長から申出がある場合	100
	③ 空き地等へ不法投棄された一般廃棄物を土地所有者又は管理者自ら施設へ搬入する場合	100
	④ 豊田市不良な生活環境を解消するための条例（平成28年条例第2号）第2条第4号に規定する「不良な生活環境」の解消及び未然防止のために行う一般廃棄物の処理であって、豊田市不良な生活環境を解消するための対策会議設置要綱第2条に基づき設置する「対策会議」の長が必要と認めた場合	100
2 市又は事業者が委託する業者	① 市が収集すべき一般廃棄物について収集運搬を委託する場合（清掃事業所の担当課による業務委託）	100
	② 事業者が管理する寮から発生する一般廃棄物の処理を市と協議し認めた場合で、その事業者が委託する一般廃棄物収集運搬許可業者が搬入する場合（事業者が市直営の代行をする場合）	100
3 市の組織（各課、こども園、小学校、中学校、給食センター等）	① 各担当課から発生する一般廃棄物を職員自ら施設に搬入する場合	100
	② 市が管理する施設から発生する一般廃棄物を職員自ら施設に搬入する場合	100
	③ 生活扶助を受けている者が死亡等により世帯廃止となり、身内及び管理会社等による一般廃棄物の排出が困難な状況で、職員自ら施設に搬入する場合	100
4 市職員が派遣等されている協会公社等（ただし、株式会社を除く。）	市職員が派遣等されている施設から発生する一般廃棄物を施設の職員自ら施設に搬入する場合	100
5 市が主催する行事等	市が主催する行事等から発生する一般廃棄物を職員自ら施設へ搬入する場合（規模の大きなイベントについては事前協議が必要）	100

6 自治区関係	① ごみステーションの管理及び自治区公共施設の管理に伴う一般廃棄物を自治区民自ら施設へ搬入する場合	100
	② 不法投棄された一般廃棄物を自治区民自ら施設へ搬入する場合	100
	③ 自治区が主催する行事から発生する一般廃棄物を自治区民自ら施設へ搬入する場合	100
7 その他	① 不法投棄パトロール隊活動支援要綱に基づく活動により回収された一般廃棄物を登録団体自ら施設へ搬入する場合	100
	② 企業等団体のボランティア活動（非営利活動に限る。）で、道路等の草木を伐採し発生した一般廃棄物又は道路等において回収した一般廃棄物若しくは高齢者等の自宅から収集した一般廃棄物を当該ボランティア活動の実施者自ら施設へ搬入する場合	100
	③ 公共用水域等における自然災害（災害対策基本法第2条第1号に掲げる災害をいう。）によって発生した一般廃棄物を管理者自ら施設へ搬入する場合	100
	④ 環境美化活動により発生する一般廃棄物を施設へ搬入する場合	100
	⑤ 手数料を徴収する算定根拠となる計量が、施設側の要因により不能となった場合（免除期間についてはその都度定める）	100
	⑥ ①から⑤のいずれにも該当しない場合	100%以内で市長が定める率

〔注〕

- ここに記載する施設へ搬入するとは、市の管理運営する施設に搬入することである。  
【施設名は、グリーン・クリーンふじの丘、渡刈クリーンセンター、藤岡プラント、緑のリサイクルセンター】
- 別表第1第1項第4号における減免申請をする場合は、搬入時までに対策会議委員長の決定書等を添付するものとする。

別表第 2（第 2 条関係 り災のもの）

対象者名	用件及び内容	減免率%
1 豊田市内又はみよし市内でり災した物件の所有者等	① り災した物件が居住の用に供していた家屋、動産等である場合又は居住部分の占める割合が 2 分の 1 以上の併用住宅である場合	100
	② り災した物件が前号に該当しない場合（店舗、事務所、倉庫、農業用倉庫及び居住の用に供されていない動産のみの場合など）	50

〔注〕

- 1 減免の申請及びり災物の搬入は、申請者自ら行うこと。ただし、業者に搬入させる場合は本人（又は家族）が付き添うことが必要
- 2 減免の適用期間は、り災日から起算して 30 日以内とする。ただし、やむを得ない理由がある場合は協議し、期間を決定する。
- 3 り災物以外は、減免対象としない。
- 4 みよし市内で発生したり災ごみの搬入は、グリーン・クリーンふじの丘処理対象の廃棄物に限るものとする。
- 5 所有者等とは、り災した物件の所有者、管理者及び占有者などをいう。
- 6 減免率は、当該り災物件がり災者本人によって居住の用に供されているか及び当該り災物件に占める居住部分の割合によって決定する。